

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	石巻南浜国営追悼・祈念施設企画運営検討業務												
業務概要	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">計画準備</td> <td style="text-align: right;">1 式</td> </tr> <tr> <td>与条件の確認及び整理</td> <td style="text-align: right;">1 式</td> </tr> <tr> <td>行催事企画運営施策の検討</td> <td style="text-align: right;">1 式</td> </tr> <tr> <td>市民活動・周辺地域との連携施策の検討</td> <td style="text-align: right;">1 式</td> </tr> <tr> <td>施策の導入に必要な協働体制・運営体制の検討</td> <td style="text-align: right;">1 式</td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td style="text-align: right;">1 式</td> </tr> </table>	計画準備	1 式	与条件の確認及び整理	1 式	行催事企画運営施策の検討	1 式	市民活動・周辺地域との連携施策の検討	1 式	施策の導入に必要な協働体制・運営体制の検討	1 式	報告書作成	1 式
計画準備	1 式												
与条件の確認及び整理	1 式												
行催事企画運営施策の検討	1 式												
市民活動・周辺地域との連携施策の検討	1 式												
施策の導入に必要な協働体制・運営体制の検討	1 式												
報告書作成	1 式												
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 東北国営公園事務所長 澤田 大介 宮城県柴田郡川崎町大字小野字二本松 5 3 - 9												
契約年月日	令和 5 年 4 月 1 4 日												
契約業者名	(一財) 公園財団												
契約業者の住所	東京都文京区関口 1 - 4 7 - 1 2												
契約金額	1 7, 7 4 3, 0 0 0 円 (税込み)												
予定価格	1 7, 7 4 3, 0 0 0 円 (税込み)												
随意契約によることとした理由	別添契約理由書のとおり												
業務場所	宮城県石巻市南浜町 地内												
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務												
履行期間(自)	令和 5 年 4 月 1 5 日												
履行期間(至)	令和 6 年 3 月 1 5 日												
備考	入札情報サービス (PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。												

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

契 約 理 由 書

1. 業 務 名

石巻南浜国営追悼・祈念施設企画運営検討業務

2. 契約の相手方

株式会社 一般財団法人 公園財団

住 所 東京都文京区関口 1-47-12 江戸川橋ビル 2階

電話番号 03-6674-1188

3. 契約理由

本業務は、石巻南浜津波復興祈念公園内の国営追悼・祈念施設における行催事の企画立案を行い、地域と連携した利用促進施策について検討するものである。

本業務の履行にあたっては、市民団体との連携協働が重要であり、活動内容を把握し、東日本大震災による津波災害や避難の様子、復興までの経緯及び当公園の利活用の実状を十分理解するとともに、高度な知識と豊かな経験を持つ業者による業務履行が不可欠である。

本業務の実施は、標準的な業務手法が定められておらず、事例も少なく参加者が少ないと見込まれる業務のため、技術提案書提出の選定を省略し、参加者全員を評価する簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式により技術提案書を求めたところである。

上記業者から提出された技術提案書について審査・評価したところ、技術者の経験、能力等における必要条件を満足し、経験を有する専任職員を駐在させるほか、市民活動の意義や内容を広く周知するための広報支援を行う提案となっていた。これらのことから、本業務を遂行するに十分な技術力と能力が認められたため、東北国営公園事務所建設コンサルタント選定委員会において特定されたものである。

以上から、会計法第 29 条の 3 第 4 項並びに予算決算会計令第 102 条の 4 第 3 号の規定に基づき、上記業者と契約を締結するものである。